



鳥取県公報

平成15年9月9日(火)
第7517号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	児童福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (559) (障害福祉課) 1
	保安林の指定の解除 (560) (森林保全課) 1
	漁船損害等補償法による漁船保険契約の締結における義務加入の同意を求めるための 発起人の届出 (561) (水産課) 2
教委告示	定例教育委員会の招集 (22) (教育総務課) 2
公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者への公示による通知 (森林保全課) ... 3
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (2件) (農政課) 4
雑 報	危険物取扱者試験の実施 (消防課) 8
正 誤	平成15年6月30日付鳥取県人事委員会規則第18号中訂正..... 9
	平成15年6月30日付鳥取県人事委員会規則第23号中訂正.....10

告 示

鳥取県告示第559号

児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第21条の10第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第21条の23の規定により次のとおり告示する。

平成15年9月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	児童居宅生活支援事業を行う事業所の名称	児童居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	児童居宅支援の種類	指定年月日
社会福祉法人 養寿会	境港市誠道町 2083	居宅介護支援事業所 鳥取北ホームヘルプ サービスセンター	鳥取市秋里1181	居宅介護	平成15年9月1日

鳥取県告示第560号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成15年9月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除に係る保安林の所在場所
東伯郡羽合町大字長瀬字二ノ御建山下1950の49
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第561号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めることについての届出があったので、同令第5条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年9月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

届 出 事 項			指定漁船調書の縦覧	
発起人の住所及び氏名	加入区の名称	漁船損害等補償法第113条第1項の申出の相手方となる漁業協同組合の名称	場 所	期 間
岩美郡岩美町大字大谷2182 - 511 中村 修美 岩美郡岩美町大字網代88 川口 優	岩美加入区	鳥取県漁業協同組合	岩美郡岩美町大字大谷2182 - 470 鳥取県漁業協同組合網代港支所	平成15年9月9日から同年9月23日まで
東伯郡泊村大字泊859 中嶋 辰雄 東伯郡泊村大字泊805 宮脇 政晴	泊中部加入区	鳥取県漁業協同組合 中部漁業協同組合	東伯郡泊村大字泊1584 鳥取県漁業協同組合泊支所	

教育委員会告示**鳥取県教育委員会告示第22号**

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成15年9月9日

鳥取県教育委員会委員長 高 多 彬 臣

- 1 日時 平成15年9月10日（水）午前10時40分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題

- (1) 全国大会等で活躍した児童・生徒に対する教育長表彰について
- (2) その他

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者及び関係人はいつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成15年9月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者の所有に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成15年7月15日付鳥取県告示第457号）の内容
（告示の内容）
 - 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
次の表の左欄に掲げる森林所有者の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所
 - 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 3 変更後の指定施業要件
次のとおりとする。

桂藤 肇	日野郡日野町板井原字峠根山727
畑中 治三郎	"
畑中 与平	"
山形 瀧次郎	"
山形 栄作	"
山形 光太郎	"
長谷川 重一	"
徳林 民江	"
吉岡 かめ	"
山形 文八	"
道下 孝子	日野郡日野町板井原字峠根山728の4、728の16
峠下 正一	日野郡日野町板井原字峠根山728の10
安達 経治	日野郡日野町板井原字峠根山728の14
松田 精一郎	日野郡日野町板井原字峠根山731の1
長尾 文蔵	日野郡日野町板井原字峠根山731の2
山形 芳太郎	"
池田 岩蔵	"
山形 金蔵	"

山形 鶴吉	〃
太田 禪熊	〃
上田 鶴太郎	〃
松本 松太郎	〃
上田 帛市	〃
忠田 清一郎	〃
熊野 勝太郎	〃
方田 久蔵	〃
草野 太平	〃
妹尾 喜作	〃
加藤 喜之	日野郡日野町板井原字峠根山732の2
清川 只義	日野郡日野町板井原字峠根山732の3、732の4、732の14、732の16
景山 享弘	日野郡日野町板井原字峠根山732の7
森本 政和	日野郡日野町板井原字峠根山732の9、732の10
赤阪 繁	日野郡日野町板井原字峠根山732の28
池田 真路	日野郡日野町板井原字峠根山734の2、734の6
西畑 義之	〃
池田 陽一朗	〃
吉岡 巻雄	〃
池田 源治	〃

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備えて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 日野町役場
 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成15年9月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 県営北条砂丘中北条地区畑地総合(国坂揚水機場機械設備)工事
 (2) 工事場所 東伯郡北条町国坂
 (3) 工事内容

本件工事は、北条町国坂地内において揚水機場のポンプ設備の改修に伴うポンプの製作及び据付工事を行うものである。

- (4) 工事の規模・構造等

ポンプ設備製作据付 1式

新規製作 揚水ポンプ 横軸両吸込渦巻 200×150mm 90kw 60m 2台

低圧制御盤 1式

- (5) 工 期 平成15年9月から平成16年3月25日まで
(6) 予定価格 99,729,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2) 機械器具設置工事業について、建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
(3) 平成14年鳥取県告示第367号 (建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) に基づく入札参加資格のうち、機械設備工事に係るものを有すること。
(4) 平成15年9月9日 (火) から同月24日 (水) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
(5) 平成15年4月1日 (火) からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法 (平成14年法律第154号) の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) による再生手続開始の申立てが行われた者 (入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。) でないこと。
(6) 平成6年度以降に工事が完成し、引渡しの完了しているポンプに係る設備の製作及び据付けを行う工事 (以下「同種工事」という。) を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上の共同企業体の構成員として施工したものに限る。
(7) 次に掲げる基準を満たすもので、本件工事の施工期間中主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

ア 平成6年度以降に同種工事を元請けとして施工した者の監理技術者又は主任技術者 (以下「技術者」という。) として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者として施工管理したものに限る。

イ 主任技術者にあつては、同種工事の実績がある者であること。

ウ 監理技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であり、かつ、土木工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成15年9月9日 (火) から同月24日 (水) までの間にインターネットのホームページ (<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nourin/nyuusatujouhou/index.htm>) から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成15年9月9日 (火) から同月24日 (水) までの日 (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日を除く。) の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県農林水産部農政課総務係 (鳥取県庁本庁舎4階)
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方農林振興局総務課 (東部総合事務所内)
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方農林振興局総務課 (八頭総合事務所内)
倉吉市東巖城町2	鳥取県中部総合事務所農林局農林総務課
米子市栴町一丁目160	鳥取県西部総合事務所農林局農林総務課
日野郡日野町根雨140-1	鳥取県日野総合事務所農林局農林総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県農林水産部農政課総務係（電話0857 - 26 - 7645）とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

(7) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とすることがある。

(8) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2の(7)に掲げる主任技術者又は監理技術者に加え、2の(7)のイ及びウに掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を技術者として専任で配置することを求めることがある。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成15年9月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 県営北条砂丘中北条地区畑地総合（江北浜揚水機場機械設備）工事

(2) 工事場所 東伯郡北条町江北

(3) 工事内容

本件工事は、北条町江北地内において揚水機場のポンプ設備の改修を行うものである。

(4) 工事の規模・構造等

ポンプ設備製作据付 1式

新規製作 揚水ポンプ 横軸両吸込渦巻 150×125mm 37kw 44m 2台
低圧制御盤 1式

- (5) 工 期 平成15年9月から平成16年3月25日まで
(6) 予定価格 60,795,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2) 機械器具設置工事業について、建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
(3) 平成14年鳥取県告示第367号 (建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) に基づく入札参加資格のうち、機械設備工事に係るものを有すること。
(4) 平成15年9月9日 (火) から同月24日 (水) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
(5) 平成15年4月1日 (火) からおいて通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法 (平成14年法律第154号) の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) による再生手続開始の申立てが行われた者 (入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。) でないこと。
(6) 平成6年度以降に工事が完成し、引渡しの完了しているポンプに係る設備の製作及び据付けを行う工事 (以下「同種工事」という。) を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上の共同企業体の構成員として施工したものに限る。
(7) 次に掲げる基準を満たすもので、本件工事の施工期間中主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。
ア 平成6年度以降に同種工事を元請けとして施工した者の監理技術者又は主任技術者 (以下「技術者」という。) として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者として施工管理したものに限る。
イ 主任技術者にあつては、同種工事の実績がある者であること。
ウ 監理技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であり、かつ、土木工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成15年9月9日 (火) から同月24日 (水) までの間にインターネットのホームページ (<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nourin/nyuusatujouhou/index.htm>) から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成15年9月9日 (火) から同月24日 (水) までの日 (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日を除く。) の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県農林水産部農政課総務係 (鳥取県庁本庁舎4階)
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方農林振興局総務課 (東部総合事務所内)
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方農林振興局総務課 (八頭総合事務所内)
倉吉市東巖城町2	鳥取県中部総合事務所農林局農林総務課
米子市鞆町一丁目160	鳥取県西部総合事務所農林局農林総務課

日野郡日野町根雨140 - 1 鳥取県日野総合事務所農林局農林総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県農林水産部農政課総務係（電話0857 - 26 - 7645）とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

(7) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とすることがある。

(8) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2の(7)に掲げる主任技術者又は監理技術者に加え、2の(7)のイ及びウに掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を技術者として専任で配置することを求めることがある。

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定に基づき、鳥取県知事の委任に係る危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成15年9月9日

財団法人消防試験研究センター理事長 池 田 春 雄

1 試験の種類及び日時

試 験 の 種 類	日	時
甲種危険物取扱者試験	平成15年11月9日(日)	午後1時15分から
乙種危険物取扱者試験	"	"
丙種危険物取扱者試験	平成15年11月9日(日)	午前10時15分から

2 試験の場所

鳥取市若葉台北一丁目1-1	鳥取環境大学第17講義室
"	鳥取環境大学第30講義室
倉吉市山根529-2	鳥取県立倉吉体育文化会館大研修室
"	鳥取県立倉吉体育文化会館中研修室
米子市古豊千520	米子職業能力開発促進センター大教室
米子市末広町74	米子コンベンションセンター第4会議室
"	米子コンベンションセンター第5会議室
"	米子コンベンションセンター第6会議室
"	米子コンベンションセンター第7会議室

3 受験願書の受付期間

平成15年9月12日(金)から同月26日(金)まで(郵送による場合は、平成15年9月26日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。)

4 受験願書の提出先

〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所4階
財団法人消防試験研究センター鳥取県支部(持参又は郵送によること。)

5 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、甲種危険物取扱者試験にあっては5,000円、乙種危険物取扱者試験にあっては3,400円、丙種危険物取扱者試験にあっては2,700円とし、所定の方法により納付すること。

6 その他

- (1) 受験願書の用紙は、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県消防課、各消防局及び各地区危険物保安協会において交付する。
- (2) 試験の詳細については、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部(電話0857-20-3669)に照会すること。

正 誤

平成15年6月30日公布の鳥取県人事委員会規則第18号(給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	欄	行	誤	正
2	左欄	23	(2)	(2)及び(3)
"	"	24	(3)	(4)
"	"	26	(4)及び(5)	(5)
"	右欄	23	(2)	(2)及び(3)
"	"	24	(3)	(4)

“ “ 26 (4)及び(5) (5)

平成15年6月30日公布の鳥取県人事委員会規則第23号（職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	欄	行	誤	正
4	左欄	5	局 長	<u>局 長</u>

“	右欄	“	所 長	<u>所 長</u>
---	----	---	-----	------------